

1. キャンパスライフ委員会の活動について

東京学芸大学は、すべての学生と教職員が互いに人権を尊重し合い、心身ともに安全で快適なキャンパスライフを送ることのできる環境づくりを目指しています。そのために本委員会は、大学生活のさまざまな場面において、快適な生活の障害となる人権侵害の問題等について、その予防・改善を図るための諸活動を行っています。

本委員会は、教員9名と事務系職員2名、計11名の委員から構成されています(別掲1)。委員会の下には、13名の教職員からなるキャンパスライフ相談員(別掲2)をおき、人権侵害等に関連した申し立てや相談に応じる個別の窓口としています。留学生からの相談については、英語、中国語、韓国語で対応することのできる相談員をおいています。さらに心理的支援のための専門委員4名をおき、人権侵害等に関連した申し立てに関する心理的な支援も行っています。

平成21年度は、定例・臨時の委員会を合わせて12回、委員・相談員・専門委員連絡会を2回開催したほか、人権侵害に関する広報・啓発活動(オリエンテーションやセミナーにおける委員会活動の説明、リーフレットや広報誌での情報提供等)、キャンパスライフにおける人権に関するアンケート調査結果の報告、相談案件への対応などを行いました。

委員会は、規程によって年間の活動を全学の皆さんに報告することになっていますので、以下に具体的な活動内容についてお知らせします。

2. 人権が尊重される快適なキャンパスライフづくりのための広報・啓発活動

(1) 相談体制の周知活動

大学ホームページ上で、「キャンパスライフ ガイドライン」および相談窓口等についての情報を発信しています。4月の新入生オリエンテーション、5・6月のキャリア支援セミナー、ならびに10月期入学留学生オリエンテーションでは、人権問題に関する大学の姿勢やキャンパスライフ委員会の活動を紹介し、相談員の所属・氏名と連絡方法を示したリーフレット「相談できます」や、総合学生支援機構パンフレットを配布するとともに、ホームページ上の「キャンパスライフ ガイドライン」の活用を奨めました。

(2) 人権尊重の意識を喚起するための啓発活動

- ① 年4回発行された学内広報誌『キャンパス通信』に、毎回「キャンパスライフ委員会のコーナー」を設け、キャンパスライフ委員会からのメッセージやハラスメント防止の呼びかけを掲載しました。
- ② 「サークルリーダー研修会」において「ハラスメントのない大学生活」について講演を行うとともに、アルコール・ハラスメントに関する学内の現状と問題点とを説明することによって、互いの人権を尊重し合う安全で快適な環境づくりについて考える機会を提供しました。
- ③ 各学系教授会において、委員会で審議を行った案件について申し立て人や被申し立て人が判明しない範囲での経過報告および結果報告を行い、ハラスメントの予防や環境の改善について広く意見を募るとともに、理解と協力を求めました。
- ④ 本学教員を対象に実施したキャンパスライフにおける人権に関するアンケート結果をまとめ、人権侵害にかかわる本学の現状と課題について学系教授会にて報告を行いました。

3. 「キャンパスライフ ガイドライン」の活用

18年度に内容を一新した「キャンパスライフ ガイドライン」の活用により、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、アルコール・ハラスメントなど、多様化しているハラスメントについての情報を提供し、人権尊重の意識を喚起しました。

4. 各種研修内容の確立

キャンパスライフ委員・相談員対象の研修として、2回の委員・相談員・専門委員連絡会において、情報交換を行いました。1回目は心理学・カウンセリングを専門とする相談員より、相談員の役割や対処方法等につ

いて解説していただき、2 回目は学生相談室カウンセラーより、本学での学生相談の現状や傾向、相談員としての心構え等についてお話いただきました。それらをふまえて、学生相談のあり方や近年の学生をとりまく様々な問題等についてディスカッションを行いました。

5. 相談案件への対応

平成 21 年度に相談員ならびに委員会委員に寄せられた相談は 19 件ありました。セクシュアル・ハラスメントに関するもの 0 件、アルコール・ハラスメントに関するもの 1 件、アカデミック・ハラスメントに関するもの 4 件、パワー・ハラスメントに関するもの 4 件、インターネットに関するもの 3 件、それら以外のもの 7 件です。

委員会では、昨年度からの継続案件 1 件と上記のうち 2 つの案件について調査委員会を設置して、事実関係の調査を行いました。前年度から継続のアカデミック・ハラスメントに関する案件は、教員と学生間の様々なハラスメントの要素が内在し、さらに教員が過去にも類似したことで注意を受けていたことも考慮して審議し、4 月、学長に提言するとともに、5 月の学系教授会で報告しました。今年度の 1 件目は、学校内の問題に関係した教員への調査ならびに対応に関するパワー・ハラスメントについての案件でした。当該教員からの申し出を受けて、事実関係の調査の必要性を感じ、委員会内に調査委員会を組織して関係者への調査を行いました。その調査結果をもとに問題点を整理し、委員会として学長に「意見書」を提出しました。今年度 2 件目に関しては、現在、調査中です。

その他、調査委員会の設置にいたらなかった案件としては、以下のように多岐にわたる相談や問題提起がありました。まず課外活動における学生（未成年）の飲酒についての相談があり、このことは生命に関わる重大な問題であり、本学でもたびたび飲酒に関する問題が生じてきたことから、学生委員会とも連携して注意喚起や啓発活動につとめました。また、教員の指導方法や言動に対する学生からの相談が複数件、卒業生からの相談が 1 件、教員間のパワー・ハラスメントに関する相談もありました。さらに社会的問題でもあるインターネットに関わる内容として、教員のブログに関する問題が 2 件、学生間のネットに関する相談が 1 件寄せられました。委員会では、このような多様化するハラスメントに関する相談案件に関し、プライバシーの保護に配慮しつつ、当該部局と連携して、可能な限り適切な対応をとることを心がけてきました。また問題点を広く共有していただくために、必要に応じて学系教授会などで全教員への注意喚起なども行いました。個々の案件については、可能な範囲で事実関係を明らかにし、相談者の意向を尊重しつつ、最善と思われる対応をすることで解決を図りました。具体的には、相談者へのアドバイス、当該部局への提言、所属学系長からの当該教員に対する注意喚起、委員会判断による相談者への回答等を行いました。

<別掲1>

平成21年度キャンパスライフ委員会

見世千賀子（国際教育センター）
吉田伊津美（総合教育科学系幼児教育学）
椿 真智子（人文社会科学系地理学）
湯浅 佳子（人文社会科学系日本語学・日本文学）
海老原理徳（自然科学系技術科学）
中西 史（自然科学系理科教育学）
尾関 幸（芸術・スポーツ科学系美術）
鈴木明哲（芸術・スポーツ科学系体育学）
石井 彰（保健管理センター）
岩崎 豊久（総務部長）
笠井 俊秀（学務部長）

<別掲2>

平成21年度キャンパスライフ相談員

大河原美以（総合教育科学系臨床心理学）
田村 毅（総合教育科学系生活科学）
及川英二郎（人文社会科学系歴史学）
高良 麻子（人文社会科学系社会システム）
斎藤 昭（自然科学系分子化学）
原田 和雄（自然科学系生命科学）
白須 尋子（芸術・スポーツ科学系運動学）
正木 賢一（芸術・スポーツ科学系美術）
塩原 麻里（芸術・スポーツ科学系音楽科教育学）
許 夏玲（留学生センター）
李 修京（人文社会科学系アジア言語・文化研究）
石森 徳子（学務部学務課）
児玉 良子（学術情報部学術情報課）